

至誠館大学アスレチックデパートメント管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学アスレチックデパートメント（以下「AD」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 指定強化クラブに属する学生の誰もが学業を充実させながら安全に競技スポーツを実践するための基盤的環境を整備するとともに、地域に根差す大学スポーツの多様な価値を高め、卓越性を追求する人材の輩出に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 ADは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 指定強化クラブに所属する学生の学生生活の指導に関する事
- (2) 指定強化クラブに所属する学生の学業を円滑に進めるための支援に関する事
- (3) 指定強化クラブに所属する学生のキャリア支援に関する事
- (4) 指定強化クラブの競技力向上に関する事
- (5) 指定強化クラブのブランディングに関する事
- (6) 指定強化クラブのガバナンスに関する事
- (7) その他、指定強化クラブの運営に関する事

(組織)

第4条 ADは、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) AD長
- (2) スポーツアドミニストレーター
- (3) 事務局員

(AD長)

第5条 AD長は、理事長が任命する。

2 AD長は、ADの運営を掌理する。

(スポーツアドミニストレーター) (以下「SA」という。)

第6条 は、AD長が指名する職員をもって充てる。

2 SAは、AD長を補佐し、ADの業務を整理するとともにAD職員を指揮してAD業務を処理する。

(連絡会議)

第7条 ADの効果的かつ円滑な運営のため、連絡会議を置く。

2 連絡会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) AD長
- (2) SA
- (3) 学生部長

- (4) 各指定強化クラブ部長
- (5) 各指定強化クラブ部監督
- (6) 指定強化クラブトレーナー
- (7) 事務局長
- (8) その他 AD 長が必要と認めた者

3 AD 長は、連絡会議を招集し、その議長となる。

4 連絡会議が必要と認めたときは、必要に応じて連絡会議の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、AD の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 平成 31 年 4 月 1 日 (制 定)